

宮古空港有料駐車場管理規程

1 駐車場の種類

指定駐車場

宮古空港内の駐車場のうち知事が指定する有料駐車場

有料駐車場は、一般利用者駐車場と定期利用者駐車場に区分けする。

2 名称

宮古空港有料駐車場

位 置 沖縄県宮古島市平良字下里地内

3 駐車場設置者

(1) 住 所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(2) 名 称 沖縄県知事(所管課 土木建築部空港課)

(3) 電 話 098-866-2400

4 駐車場管理者

(1) 住 所 沖縄県宮古島市平良字下里1657-128

(2) 名 称 宮古島市長(所管課 宮古島市役所建設部空港課)

(3) 電 話 0980-72-4127

第1章 総則

(通則)

第1条 宮古空港有料駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(規定の遵守)

第2条 駐車場利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認の上駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び入出場時間)

第3条 駐車場の供用時間は、0時から24時までとする。ただし、入場し、又は出場することのできる時間(以下「入出場時間」という。)は、7時から22時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期航空便の終発着に遅延があった場合等の入出場時間は、この限りではない。

(駐車期間の制限)

第4条 利用者は、駐車場管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認めた場合を除き、原則として、同一車両を引き続き7日間を超えて駐車させることはできないものとする。

(供用停止)

第5条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車場の全体又は一部について供用を停止することがある。

(1) 天災、地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき。

- (2) 保安上、供用の継続が適当でないとき認められるとき。
- (3) 工事、清掃その他管理上、必要と認められるとき。
- (4) 設置者より、供用停止を命ぜられたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その他やむを得ない事由があるとき。

(駐車できる車両)

第6条 駐車することのできる車両は、積載物、又は取付け物を含めて高さ 2.3 m、幅 2.1m、長さ 5.0m を超えない車両に限る。但し、管理者から許可された車両については、この限りではない。

(駐車料徴収の対象となる車両)

第7条 駐車場の駐車料金徴収の対象となる車両は、第6条に規定する駐車できる車両のうち、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第2条第4号に規定する自動車をいう。ただし、2 輪車専用出入口を通過できる車両を除く。

第2章 利用

(車両の入出)

第8条 利用者は、駐車場入口において、駐車券発券機から入場の証として駐車券の交付を受けて入場するものとする。

- 2 利用者は、指定された駐車枠内、又は管理者が指示し、誘導する駐車位置に駐車しなければならない。
- 3 利用者は、駐車場出口において、自動支払精算機に駐車券を入れ、料金表示に従い現金で精算し出場するものとする。
- 4 定期駐車券による利用者は、入口及び出口において、駐車券発券機及び自動支払精算機に定期駐車券を差し込み、当該機器から自動的に戻される定期駐車券を受けとり、入出場するものとする。ただし、22 時を超えて駐車し、翌日以降に出場する場合は、自動支払精算機の料金表示に従い、現金で精算し出場するものとする。
- 5 管理者は、管理上、必要がある場合は駐車場出入口の一部を使用制限、又は閉鎖することができる。

(定期駐車券の交付)

第9条 定期駐車券は、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき申請し、管理者の許可により交付を受けるものとする。

- 2 定期駐車券の交付対象は、宮古空港施設内に勤務する者と管理者が認める者とする。ただし、定期駐車券の交付数については、駐車場の利用状況に応じて設置者が決定する。

(駐車位置の変更)

第10条 管理者は駐車場の管理上必要のあるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに準ずるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内では徐行運転をすること。
- (2) 追い越しをしないこと。

- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 駐車場内の標識、掲示板及び管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第 12 条 利用者は、駐車場で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙、または火気を使用すること。
- (2) たばこの吸い殻、紙屑、空缶等のごみを捨てること。
- (3) 爆発物、その他危険物を持ち込むこと。
- (4) 営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動を行うこと。
- (5) 駐車場で宿泊すること。
- (6) 他の車両の通行及び駐車を妨げること。
- (7) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えること。
- (8) その他、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(入場拒否)

第 13 条 管理者は、駐車場が満車である場合において入場を拒否するほか、入場しようとする車両が次の各号に該当するときは、入場を拒否することができる。

- (1) 爆発物、その他危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (2) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物又は取付け物を損傷したり汚す恐れのあるとき。
- (3) 非衛生的な物を積載、若しくは取り付けているとき。
- (4) 駐車場の構造（出入口含む）及び管制機器等の仕様上、入場させることについて管理者が不相当と認める車両
- (5) その他駐車場の管理上、支障があると認められるとき。

2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずる事ができる。

(出場拒否)

第 14 条 管理者は、次の各号に該当する場合は、車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が、正当な理由もなく駐車券を返納しないとき、又は定期駐車券を提示等しないとき。
- (2) 利用者が、出場時に自動支払精算機の料金表示の駐車料を納付しないとき。
- (3) 第 16 条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(出場申請)

第 15 条 管理者は、駐車券及び定期駐車券を紛失又は滅失した旨の申し出があったときは駐車券（定期駐車券）紛失届を提出させるのとし、当該申請が適正であると認められたときに限り、第 14 条第 1 号の規定にかかわらず、出場させることが出来る。この場合、出場申請に記載された入場時刻から出場時刻までの時間を駐車時間とみなす。

2 前項の駐車券（定期駐車券）紛失届を提出するときは、運転免許証、その他申請者本人であることを確認できる証拠書類を管理者に提示しなければならない。

(事故に対する措置)

第 16 条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生する恐れがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることが出来る。

第3章 駐車料金

(駐車料金)

第17条 駐車料金は、別表に掲げるとおりとする。

(駐車時間)

第18条 駐車時間は、入場時刻から出場時刻までの時間とする。

(駐車料金の減免)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、駐車料（定期駐車券による駐車料金を除く。）を減額する。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者の乗車している自動車又は送迎の用に供している自動車を指定駐車場に駐車した際に、当該手帳を管理者に提示した場合。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) 知事が特別の理由があると認める場合

2 前項の駐車料金を減額する額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合 5割減額

(2) 前項第2号に該当する場合 知事が認める額

(駐車料金の徴収猶予)

第20条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第14条第2号の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出場させることができる。

(料金の払戻しについて)

第21条 管理者は、料金の払い戻しの請求には応じないものとする。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第22条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることが出来ないとき又は管理者の過失無くして利用者を確認することが出来ないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して、通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをすることができない。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなす旨を附記することが出来る。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第23条 管理者は前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む)を調査することが出来る。

(車両の移動)

第24条 管理者は、第22条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することが出来る。

(車両の処分)

第25条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することが出来ない場合であって、利用者若しくは所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用も含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることが出来る。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者若しくは所有者等に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第26条 管理者は、利用者に駐車券を交付したときから、同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあたっては、定期駐車券を利用して入場したときから出場させたときまで)、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出場の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあたっては、定期駐車券の利用により)車両を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第27条 管理者は、車両保管にあたり、車両の滅失又は損傷についての損害を賠償しな

い。ただし、善良な管理者として注意を怠った場合にはその限りではない。

(車両の積載物又は取付け物に関する免責)

第 28 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付け物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第 29 条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付け物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触、その他駐車場内における事故及び盗難
- (4) 第 5 条の規定による供用停止等の措置
- (5) 第 16 条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第 30 条 設置者及び管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときには、その利用者に対して損害の賠償を請求する。

第 6 章 雑則

(この規程に定めない事項)

第 31 条 この規程に定めない事項については、法令に従って処理する。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 2 日から施行する。

別表

1. 駐車料金（消費税込）

(1) 宮古空港駐車場

利用区分	時 間	料金
一 般	1. 入場から24時間まで ①入場から9時間まで ②9時間を超え、24時間まで 2. 24時間経過後は24時間毎に以下を繰り返す ③9時間まで ④9時間を超え、24時間まで	① 100円/時間 ③ 1000円/日 ③ 100円/時間 ④ 1000円/日
定 期	1. 7時から22時まで（有効時間内の駐車） 2. 有効時間外駐車追加料金 （翌朝7時まで出庫できない為、9時間の有効時間外駐車となる。）	1 3000円/月 2 100円/時間 （900円）

※1時間未満は1時間へ切り上げ

※1日の定義は、入場からの24時間とする。

※定期駐車券は、月の初日から月の末日までの一月単位での交付。